

市報

7/1

No. 497

とす

市民の動き

昭和58年5月31日現在

総数 54,751 (+32)

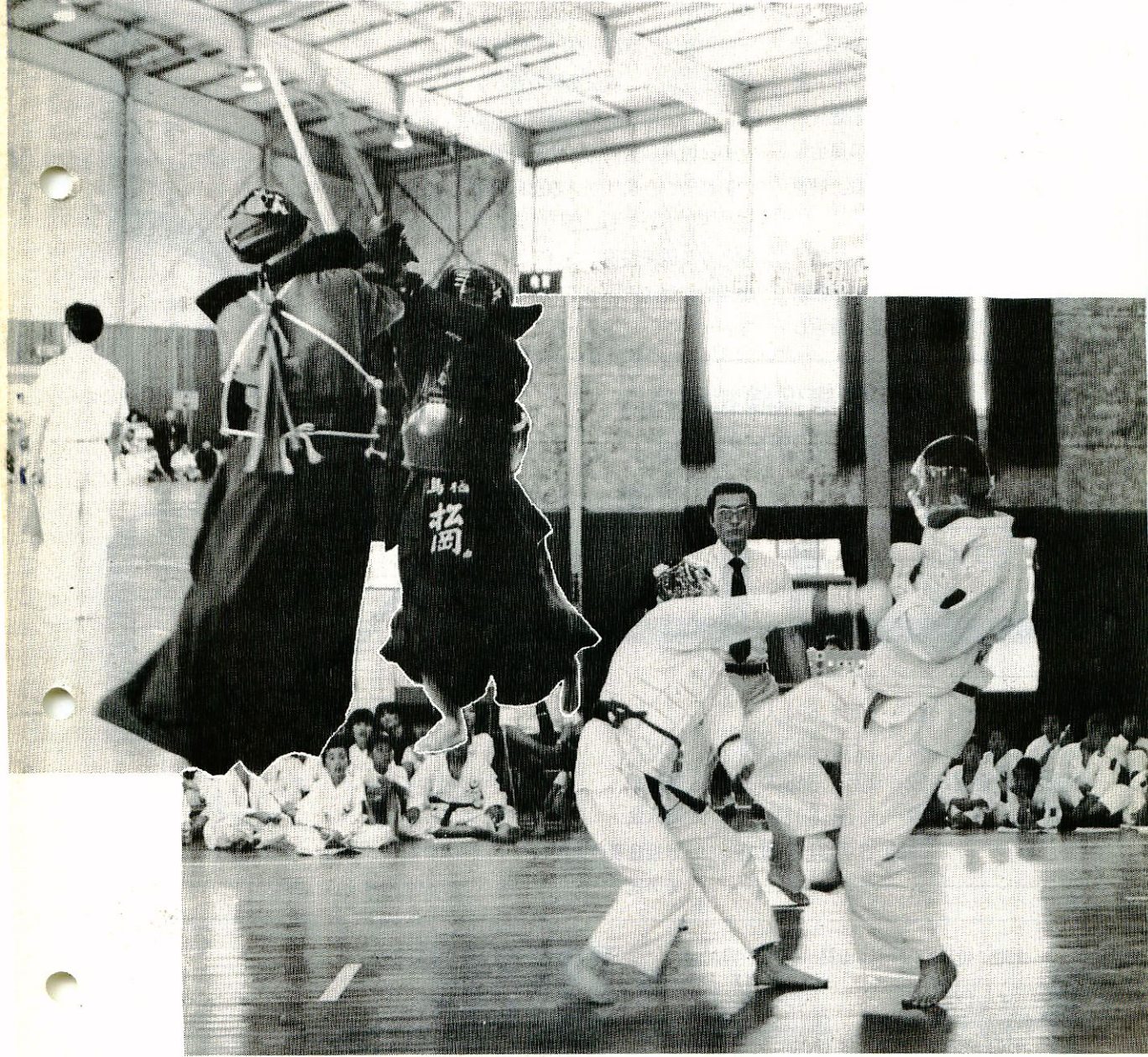
男 26,331 (+6)

女 28,420 (+26)

世帯数 15,318 (+12)

※()内は前月との比較

■昭和58年7月1日発行 ■発行所：鳥栖市役所総務課 (〒841 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 ☎09428 ③3111)



大人顔まけ 少年剣士・拳士

第12回鳥栖市長旗争奪少年剣道大会と、第11回鳥栖三養基地区春季空手道大会が、いずれも6月5日に市内の会場で開かれ、日頃の鍛錬の成

果を被らうしました。

日本の伝統的な武道と、礼を重んじる精神は、少年少女を心身ともに鍛えています。

市の台所を公表

市財政状況書に関する条例に基づき、57年10月1日から58年3月31日までの財政状況（58年3月31日現在）を公表します。

57年度の下期（10月～3月）については、国・県補助の内示に伴う事業費を主体に、7月の集中豪雨による公共災害復旧事業費などを補正し、さらに、財政の健全化を促進するため、市債の繰上償還を行いました。

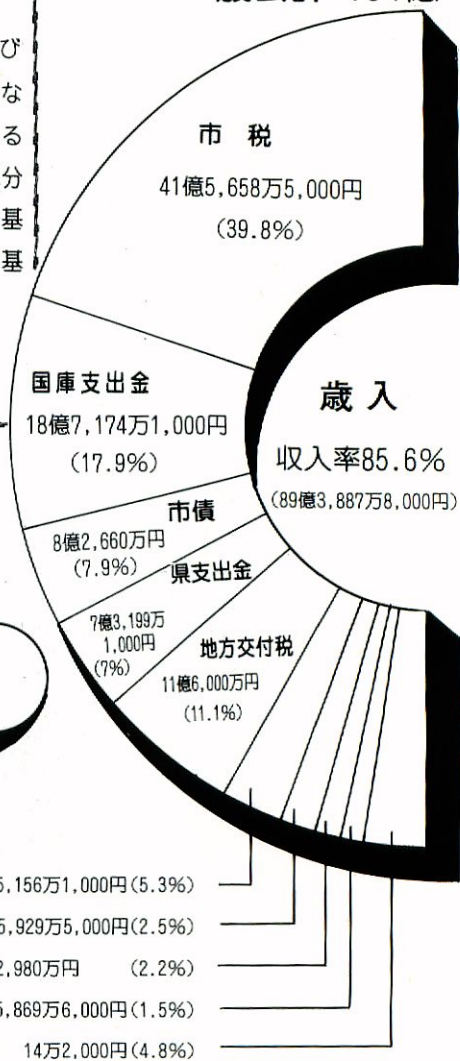
また、老朽化が著しいし尿処理施設については、3か年の継続事業として57年度から建設に着手

しました。

58年度は、市税・交付税の伸びの鈍化に加え、収益事業の減収などにより、厳しい財政環境にあるため、財源の重点的・効率的配分に努めていきますが、歳出抑制基調の下においても、市民生活の基盤となる環境整備については、重点的に促進を図っていきます。

57年度歳入歳

一般会計 104億



国民健康保険特別会計

18億7,327万3,000円

歳入

収入率90.7%
(16億9,878万1,000円)

歳出

執行率84.5%
(15億8,289万6,000円)

人口 5万4,694人
世帯数 1万5,237世帯
国保被保険者数 1万4,348人
国保世帯数 5,661世帯
58年3月31日現在

諸収入 5億5,156万1,000円(5.3%)
繰越金 2億5,929万5,000円(2.5%)
繰入金 2億2,980万円(2.2%)
分担金及び負担金 1億5,869万6,000円(1.5%)
その他 5億 14万2,000円(4.8%)

市有財産の状況

土地 140万4,215㎡



建物 13万1,855㎡



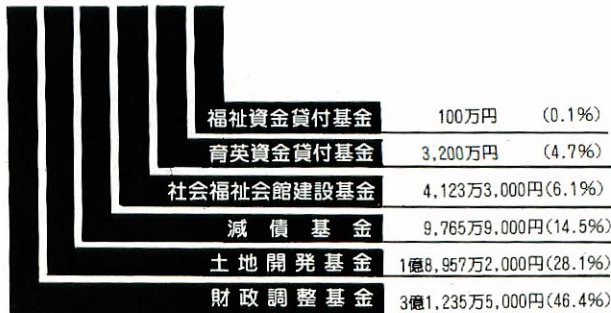
山林 104万2,766㎡



基金 6億7,381万9,000円

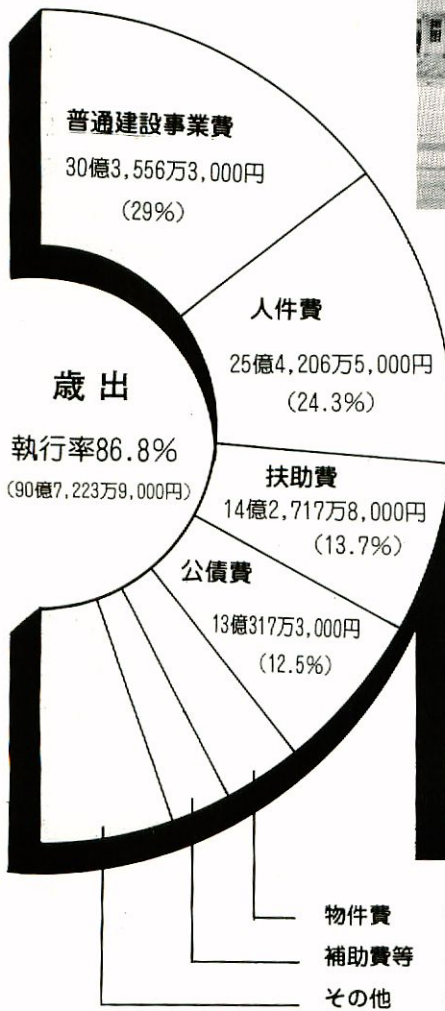


基金の内訳



出予算の状況

4,671万1,000円



▲普通教室が完成した田代中学校

主な事業

田代中学校建設事業	4億 131万2,000円	公営住宅建設事業	1億5,909万円
公共下水道事業	3億7,797万1,000円	準用河川改修事業	1億 163万2,000円
街路事業	3億4,902万3,000円	旭小用地取得事業	8,374万3,000円
市民文化会館及び中央公民館事業	3億2,515万円	道路舗装工事	8,000万円
災害復旧事業(農林)	1億9,651万4,000円	交通安全施設整備事業	7,021万円
公園事業	1億8,618万4,000円	道路維持費	6,500万円
農村地域農業構造改善事業	1億7,685万1,000円	災害復旧事業(土木)	5,728万4,000円
し尿処理施設建設事業	1億6,504万4,000円		



▶建設がすすむし尿処理施設

一時借入金 の現在高

9億5,000万円



市債の現在高

土木債	33億5,927万1,000円 (38.1%)
教育債	18億1,240万円 (20.6%)
社会及び労働施設債	15億9,018万4,000円 (18%)
保健衛生債	8億5,700万9,000円 (9.7%)
公営住宅債	8億1,657万8,000円 (9.3%)
災害復旧債	7,686万1,000円 (0.9%)
その他	3億 409万4,000円 (3.4%)
総額	88億1,639万7,000円



市民負担の状況 (58年3月31日現在)

1人当たり

1世帯当たり

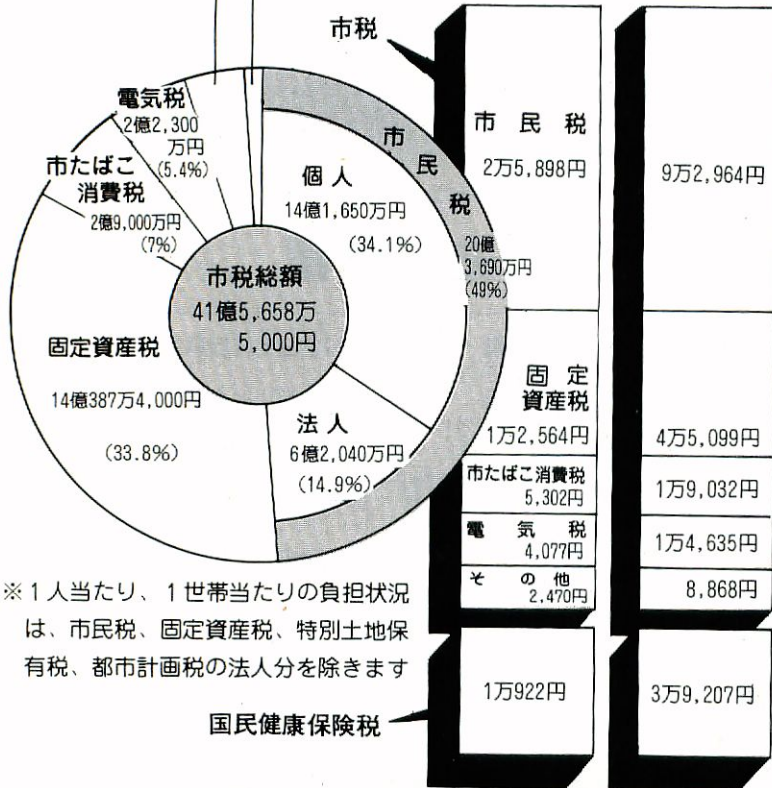


5万311円

18万598円

その他 5,361万1,000円 (1.2%)

都市計画税 1億4,920万円 (3.6%)



※1人当たり、1世帯当たりの負担状況は、市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税の法人分を除きます

国民健康保険税

市は、地域の特性を生かした主体性のある地域づくりを進めるとともに、市民のみなさんの要請に迅速で的確な対応ができる体制づくりを確立するため、次のとおり機構改革を行いました。

改革のあらまし

社会経済情勢の変化と、行政需要が複雑多様化する中で、地方行政の簡素化、効率化が求められています。

市は、①市民の立場に立つ行政組織②新しい行政課題への対応などを基調に、今回、行政機構の改革を行いました。

改革の主な内容は、

(1)市民サービスの円滑な運営を図るために、市民相談室を新設し、行政への要望や、市民相談の窓口としました。

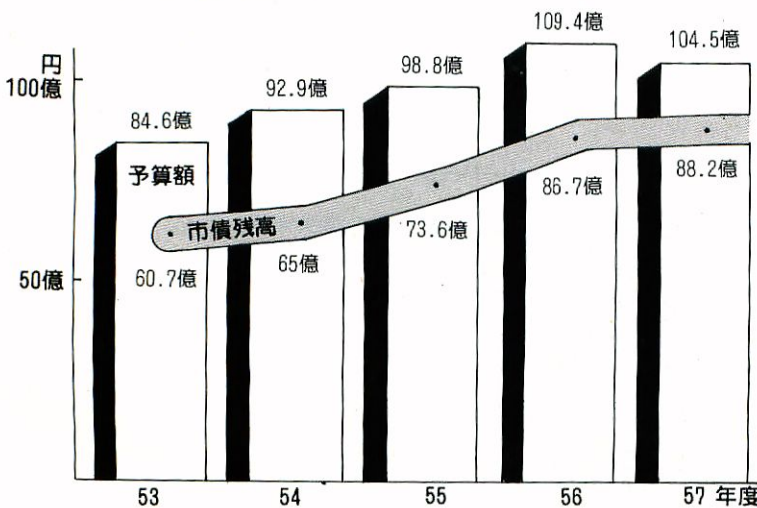
(2)環境課の業務をそれぞれ次のとおり各課に移管しました。▷公害、交通安全対策事業…市民相談室へ▷環境処理上の応急処理、空き地などの環境保全事業…環境衛生課へ▷緑化推進事業…都市計画課へ▷排水路整備事業…下水道課へ

(3)選挙管理委員会事務局は、総務課内に移しました。

(4)衛生課、会計課の名称は、それぞれ環境衛生課、出納室と改めました。

(5)市街地の再開発、テクノポリス

予算規模と市債残高の比較



証明手数料を改正

6月定例市議会で、鳥栖市証明等手数料条例の一部改正案が可決され、7月1日から手数料の額が右のとおり変わりました。



行政機構を改革

7月1日から
スタート

行政機構図中の ○
内は、新設、移管、または
名称変更となったもの

など新しい事業に対応するために、
企画課、環境衛生課、農林課、都市
計画課、建設課の職員を増やし、よ
りいっそう充実させました。

市は、今後も引き続き事務の見直
しを進め、市民サービスの向上に、
なお一層努めることにしています。



証 明	手 数 料 (1件につき)	証 明	手 数 料 (1件につき)
(1)印鑑証明	200円	(6)身分に関する証明	200円
(2)印鑑登録手帳の交付 (初回を除く)	500円	(7)国民健康保険に関する諸証明	200円
(3)住民票、戸籍の附票、除かれた住民票若しくは除かれた戸籍の附票の謄本又は抄本の交付	200円	(8)納税に関する証明	200円
(4)前号の謄本若しくは抄本の記載事項に変更のないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明	200円	(9)市税その他の公課に関する証明	200円
(5)住民票若しくは戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の閲覧 (1世帯又は1戸籍につき)	200円	(10)土地又は建物に関する証明 (土地は5筆、建物は5棟までを1件とする)	200円
		(11)営業に関する証明	200円
		(12)公簿、図面の閲覧及び謄写、その他各種証明	200円



市報へのご意見・ご要望を、お寄せください

市報「とす」も、昭和29年に創刊以来、58年8月15日号で500号を迎えますが、これを機に市民のみなさんのお役に立ち、市民と行政のパイプ役となる、より良い広報紙づくりをめざしていききたいと思います。

現在の市報へのご意見、これからどういう市報にしてほしいかなどのご要望をどしどしお寄せください。

▷あて先＝鳥栖市役所企画課広報統計係(〒841 鳥栖市宿町1118番地)

ご注意ください 有害鳥獣を駆除

最近、市内で土鳩、カラスなどによる農作物の被害が発生しているため、市農林課では、市内一円の有害鳥獣駆除を行います。

市内で鳩を飼育されている方は、充分ご注意ください。

▷とき＝7月9日～8月8日、日の出～日没▷捕獲方法＝銃器(猟友会鳥栖支部)

年金保険料免除の 手続きは7月中に

国民年金強制適用の方で、失業したり収入が少ないなどのために、納付が困難な人は、申し出れば保険料が免除されることがあります。

7月末日までに手続きすれば、今年の4月分から1年間は、保険料を

納めなくてもよいこととなります。保険料が免除されても、障害年金などは保険料を納めた方と同様の年金を受けられます(老齢年金を除く)。滞納のままにせず、必ず「免除の申し出」(印鑑が必要)をしてください。

詳しくは、市民課国民年金係(☎③3111内線210)へどうぞ。

市街化区域内農地の 実態調査を実施

市と県は、線引き見直しに当たり、市街化区域内に残存する農地所有者を対象として、農業経営の実態や、将来の土地利用に関するアンケート調査を行います。

調査員がアンケート用紙を配布し、後日、回収しますので、ご協力をお願いします。

▷とき＝7月下旬頃▷問い合わせ

催しもの

婦人硬式テニス教室

テニスで体力づくりをしましょう。

▷とき＝7月19日(火)～8月23日(火)の毎週火・木曜日、午前9時半～同11時半▷ところ＝市民庭球場(市民公園内)▷人員＝初心者の婦人30人▷参加料＝3,000円▷申込み＝7月12日(火)午前9時～同9時半、市役所2階第5会議室▷問い合わせ＝市教委社会体育課(☎③3111内線342)へどうぞ

市民水泳大会 (兼県体予選会)

▷とき＝7月31日(日)午前11時▷ところ＝鳥栖中学校プール▷資格＝市

内居住者(高校生以下は除く)▷申込み＝当日、会場で受け付けします

《種目》

区分 種目	25m 50m	青(29歳以下) 年		一(30～39歳)一般 年		壮(40～49歳)年		50(50歳以上) 歳以上		60(60歳以上) 歳以上	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
自由形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
背泳	25m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平泳	25m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バタフライ	25m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

婦人と小学生の 水泳教室

市教育委員会は、婦人と小学生のみなさんに水に慣れ、基本的な泳ぎ方を身につけていただくために、水泳教室を開きます。ふるってご参加

ください。

▷とき＝7月25日(月)～同29日(金)の5日間▷ところ＝市民プール▷講師＝市水泳連盟▷申込み＝7月15日(月)午後6時半～同7時、市役所3階大会議室▷問い合わせ＝市教委社会体育課(☎③3111内線342)へどうぞ

	婦人	小学生(3年生以上)
時間	午前9時～同10時	●1班…午前10時半～正午●2班…午後零時半～同2時
人員	40人	80人
参加料	600円	500円 (傷害保険料を含む)

観葉植物の そだてかた

花とみどりの推進協議会と市都市計画課は、園芸実演会を無料で開きます。

▷とき＝7月14日(木)午前9時半～

＝市都市計画課 (☎③3111内線224、225) へどうぞ

母子家庭の医療費 受給資格証を更新

市は、母子家庭の生活安定と福祉向上のために、市内に居住し、国民健康保険などに加入している母子家庭へ、診療自己負担分の医療費を助成しています。

その受給資格証の有効期限が7月31日までとなっていますので、7月25日(月)から同30日(土)までに、市福祉事務所で更新の手続きをしてください。▷問い合わせ＝同事務所社会係 (☎③3111内線292) へどうぞ

58年度調理師試験

▷とき＝8月1日(月)▷ところ＝佐賀商業高等学校▷資格＝中学校または、これに準ずる学校を卒業し、し

正午▷ところ＝市役所別館男子教養室▷緑の相談室＝同日と28日(木)の午前9時半～午後3時(28日の会場は市役所2階第5会議室)



お気軽にどうぞ
無料です
(鳥栖市役所)
(☎③3111)

よろず相談 市民相談室

▷とき＝7月13日(毎月第2水曜日)午前9時半～午後3時半▷ところ＝市役所2階第5会議室▷内容＝法律、人権、行政、交通事故、母子、心配ごとの各相談▷法律相談弁護士＝白仁美全(佐賀県弁護士会)

社会保険相談 市民課 内線210

▷とき＝7月20日(毎月第3水曜

運転は基本を守って

夏の交通安全県民運動

7月11日～8月10日

- ◆無謀運転(暴走、過労運転)はやめよう
- ◆子供とお年寄りを守ろう
- ◆シートベルト、ヘルメットは必ず着用しよう

かも2年以上調理の業務に従事した人▷受付＝7月11日～同15日▷問い合わせ＝鳥栖保健所 (☎③2161) へどうぞ

水道修繕当番店

- 7月1日～15日 協和設備 (真木町☎③2887)
- 7月16日～31日 鳥栖設備 (真木町☎③3177)

日)午前10時～午後3時▷ところ＝市役所1階第1会議室

心配ごと相談 社会福祉協議会 内線293

▷とき＝毎週水曜日(第2水曜日は除く)午前9時半～午後3時半▷ところ＝市役所福祉相談室

内職相談 商工課 内線249

▷とき＝毎週水曜日午前9時～午後4時▷ところ＝市民相談室

消費生活苦情相談 市民 相談室

▷とき＝毎週月・木曜日(第2・第4木曜日は除く)午前9時～午後4時▷ところ＝市民相談室

勤労者金融相談 商工課 内線249

▷とき＝毎週木曜日午前9時～正午▷ところ＝市民相談室



市立図書館 ☎2/7327

開館時間が変更

7月1日から、開館時間が変わりました。どうぞ、ごゆっくりご利用ください。

月～金曜日＝午前9時半～午後5時
土曜日＝午前9時～同11時半
日曜日＝午前9時～午後4時半
(土・日曜日は、今までどおりです)

■7月の休館日

○13日、27日(第2、第4水曜日)
○30日(月末整理日)

■“とりんす号”7月巡回予定

19日(火) 儀徳住宅広場(午前10時～10時20分)⇒西田町(10時半～11時半)⇒村田町公民館(午後1時20分～1時40分)⇒立石町一本杉住宅(2時～2時20分)⇒平田町(2時半～3時)⇒山浦団地(3時20分～4時)

20日(水) 浅井町(午前10時～10時半)⇒加藤田町(10時40分～11時半)⇒姫方団地(午後1時半～2時)⇒飯田町老松宮(2時20分～2時40分)⇒首根崎町老松宮(3時～3時半)

21日(木) 南部団地(午前10時～10時半)⇒藤木町公民館(10時50分～11時半)⇒高田町(午後1時～1時40分)⇒下野町老松宮(2時～2時20分)

■“とりんす号”新刊案内

○家族ゲーム(本間洋平)○悪霊の午後(遠藤周作)○檜山節考(深沢七郎)○討たれざるもの(澤田ふじ子)○びいひゃらどんどん(青島幸男)○これはあなたの母一沢田美喜と混血孤児たち(小坂井澄)○日本の動物記シリーズ8巻(椋鳩十ほか)ほか

ほけん・えいせい

三種混合予防接種

市衛生課は、幼児の三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）予防接種を行います。該当者に必ず受けさせていただきます。

▷該当者＝●生後24か月から48か月未満までの幼児（1期）●1期終了後12か月以上を経過した生後72か月未満の幼児（2期）▷期日＝7月13日（木）…鳥栖・鳥栖北地区、7月14日（木）…田代・基里・麓・旭地区▷時間＝午後1時半～同2時50分（時間厳守）▷会場＝鳥栖北公民館▷注意＝(1)次の人は今回は接種できません●1年以内にけいれん（ひきつけ）を起こした人●1か月以内に麻疹、BCGの予防接種を受けた人や、1か月以内にはしか、風しん、水ぼうそう、おたふくかぜにかかった人(2)接種には必ず保護者が同伴し、母子手帳を持参してください(3)当日は、

朝起きたらすぐ体温を計り、清潔なはだ着をきせておいてください▷問い合わせ＝同課予防係（☎③3111内線282）へどうぞ

胃の検診

日ごろ何の異常も感じない胃も、年1回は検査をしましょう。

▷とき＝7月21日（木）▷受け＝午前9時～同9時半▷ところ＝基里公民館▷料金＝500円（検診当日持参ください）▷申込み＝7月14日までに市衛生課（☎③3111内線284）へ電話でどうぞ

市民健康相談

血圧測定、検尿、生活指導を行います。お気軽にどうぞ。

●定例 ▷とき＝毎週水曜日午前9時～同11時▷ところ＝市役所1階第2会議室

●巡回 ▷7月5日…麓老人福祉センター▷同12日…旭老人福祉セン

はじめまして



けんすけ 謙佐ちゃん (58年1月13日生)

父…松岡毅典 母…敬子 (本町)

◆姓名判断でつけた名前が気に入っています。生後3か月で、下の歯が2本はえた元気もの。いつもピンコシャンコしているんです。

母子健康相談

保健婦が身体測定、離乳・育児指導、その他ご相談にあたります。

▷とき＝毎週月・水曜日午前9時～同11時▷ところ＝市衛生課母子相談室

ター▷同19日…田代老人福祉センター（※時間はいずれも午前9時～同11時）

話しあう家庭をつくろう

7月は青少年を非行から守る全国強調月間

- ◆ 物の豊かさよりも、心の豊かさを求めよう ◆
- ◆ 大人自身が姿勢を正し、青少年の手本となろう ◆
- ◆ 青少年に生きがい（生活目標）を与えよう ◆

毎月第1日曜日は「家庭の日」です。こんなことを実行してみたいかがですか？

1. 家族そろって夕食をともにしましょう
2. 家族みんなが朝夕のあいさつを交わしましょう
3. 子供のよい話し相手になりましょう
4. 1日のできごとをお互いに話しあきましょう
5. 離れている家族の者に便りを出

6. 家庭内の仕事はみんなで分けあいましょ
7. みんなで野外に出かけ、自然に親しみましょ
8. みんなでスポーツに親しみましょ
9. 身のまわりを整理、整頓し、環境をきれいにしましょ
10. よい本を読んで、みんなで話しあいましょ

一人ひとりのマナーで騒音防止を!!

ご近所に迷惑をかけていませんか？

クーラー、ピアノ、カラオケなどは、まわりのことを考えて使いましょ。



今月の納税

固定資産税(2期分)
国民健康保険税(2期分)
納期限は8月1日です